

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	屋外広告業の登録
根拠条例等・条項	堺市屋外広告物条例第24条
所 管 課	都市計画部 都市景観室
審 査 基 準	<p>【堺市屋外広告物条例】 （屋外広告業の登録） 第24条 本市の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。 3 前項の有効期間の満了後、引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。 4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>（登録の申請） 第24条の2 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 商号、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所 (2) 本市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地 (3) 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名 (4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名） (5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称 (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 前項の登録申請書には、登録申請者が第24条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>（登録の拒否） 第24条の4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第24条の2第1項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 (1) 第27条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分があった日から2年を経過しない者 (2) 屋外広告業者（第24条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第27条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分があった日から2年を経過しないもの</p>

	<p>(3) 第27条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(7) 第24条の2第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者</p>	
標準処理期間	標準処理期間	申請書受理日から14日（納入通知書発行から申請手数料の納付確認までの期間は含まない）
	標準処理期間を設定できない理由	